

平成二十九年文部科学省令第三十三号

専門職大学設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条、第八十三条の二(第二項)、第八十八条の二及び第四十二条の規定に基づき、専門職大学設置基準を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 教育研究上の基本組織(第四条—第七条)

(教育研究上の目的)

第三章 収容定員(第八条)

第四章 教育課程(第九条—第二十条)

第五章 卒業の要件等(第二十一条—第三十条)

第六章 教育研究実施組織等(第三十一条—第三十六条)

第七章 教員の資格(第三十七条—第四十二条)

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第四十三条—第五十四条)

第九章 共同教育課程に関する特例(第五十五条)

第十章 国際連携学科に関する特例(第六十二条)

第十一章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例(第七十六条)

第十二章 総則(第七十七条—第七十八条)

附則

(趣旨)

第一章 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
第二条 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
第三条 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。(教育研究上の目的)

第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五

条の二(第一項第三号)の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第三章 収容定員

(学部)

第四章 教育課程

(学部)

第五章 卒業の要件等

(学部)

第六章 教育研究実施組織等

(学部)

第七章 教員の資格

(学部)

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(学部)

第九章 共同教育課程に関する特例

(学部)

第十章 国際連携学科に関する特例

(学部)

第十一章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

(学部)

第十二章 総則

附則

(趣旨)

第一章 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

第二条 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

第三条 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。(教育研究上の目的)

同学科一という。)及び第六十二条第一項に規定する国際連携学科に係るものを持む。)に準ずるものとする。

この省令において、この章、第三十四条、第六十条、第四十九条、第五十八条、第六十一条、第六十二条(第一項第三号)の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。(第六十七条、第六十八条(第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る)、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 収容定員

第四章 教育課程

第五章 卒業の要件等

第六章 教育研究実施組織等

第七章 教員の資格

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第九章 共同教育課程に関する特例

第十章 国際連携学科に関する特例

第十一章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第十二章 総則

附則

(趣旨)

第一章 専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

第二条 この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

第三条 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。(教育研究上の目的)

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を構成する。

二 当該専門職大学が指名する教員その他の職員が豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものとの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

四 臨地実務実習(第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

六 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(連携開設科目)

三 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するため必要があると認められる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目(次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十条において「連携開設科目」という。)を、

当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。

一 当該専門職大学の設置者(その設置する他

の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確

保されているものとして文部科学大臣が別に

定める基準に適合するものに限る。) が設置する他の大学

二 大学等連携推進法人(その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第五十七条第五項において同じ。)(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つるものに限る。) の社員が設置する他の大学

前項の規定により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めることころにより当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目

二 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めることころにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

三 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めることころにより当該専門職大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)

(教育課程の編成方法)

第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(専門職大学の授業科目)

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。

前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内

容をもつて構成することを標準とし、第十八条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間に必要な学修等を

考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これら

の学修の成果を評価して単位を授与するが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができ

(各授業科目の授業期間)

第十五条 一年間の授業を行つ期間は、三十五週にわたることを原則とする。

(一年間の授業期間)

第十六条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業を行う学生数)

第十七条 専門職大学が同一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第十九条 専門職大学は、文部科学大臣が別に定める評価基準等の明示等) により、第一項の授業の一部を別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第二十条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。) により授業を行うことができる。

第五章 卒業の要件等

第二十一条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第二十二条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録する单位を与えるものとする。

第二十三条 専門職大学は、その定めるところにより単位を与えることができる。

前項により与えることができる単位数は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)により当該専門職大学において修得したものとのみなす単位数と合わせて六十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位(夜間等三年制前

期課程にあつては、三十単位)を超えないものとする。

第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入學する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修の登録を認めることができる。

第二十五条 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入學する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を含む。) を、二項の規定により修得した単位を含む。)

三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に

2

関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

2

専門職大学は、教育上有益と認めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを用いて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目を、外国において修得した連携開設科目に係る業務を行つものである。(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。) の社員が設置する他の大学

3

専門職大学は、第一項の授業を、外国において修得した連携開設科目に係る業務を行つものである。(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。) の社員が設置する他の大学

4

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

3

専門職大学は、第一項の授業を、外国において修得した連携開設科目に係る業務を行つものである。(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。) の社員が設置する他の大学

2

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業を、多様なメディアを用いて修得した連携開設科目に係る業務を行つものである。(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。) の社員が設置する他の大学

1

専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業を、多様なメディアを用いて修得した連携開設科目に係る業務を行つものである。(当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。) の社員が設置する他の大学

0

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第二十四条第二項の場合に準用する。

2 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った第一条第一項に規定する学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができること。

4 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位（夜間等三年制前期課程においては、十五単位）を超えない範囲で専門職大

学の定めるところにより、単位を与えることができる。

5 前四項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位（第二十三条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十五単位を含む。）を修得することとする。

この場合において、第二十四条第二項において準用する同条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十単位以上を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定める

ところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生等」）に対

し、単位を与えることができる。

第二十九条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生等」）に対

し、単位を与えることができる。

第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号にいずれ

か百二十四単位のうち、第二十三条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

第三十一条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（夜間等三年制前期課程においては、三十単位）を超えないものとする。

第三十二条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十三条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十四条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十五条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十六条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十七条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

職大学が定めることとする。

第三十八条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設されるものをいう。以下同じ。）をもつてこれら（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

第三十九条 専門職大学は、科目等履修生等

に上昇することができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る三十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に上昇することができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る三十単位以上を修得すること。

当することのほか、当該専門職大学が定めるところとする。

一 一九三単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上並びに総合科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る三十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に上昇することができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る三十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に上昇することができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められた場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習に係る三十単位以上を修得すること。

第六章 教育研究実施組織等

（教育研究実施組織等）

第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。
3 専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。
4 専門職大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他
5 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。
6 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
7 専門職大学は、二以上の校地において教育を行なう場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第三十二条 専門職大学は、各教育課程上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」といいう。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。））であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するもの

1 のに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの
2 専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
3 専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。
4 （授業を担当しない教員）
5 第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。（基幹教員数）

第三十四条 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなし同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。）

第三十五条 必要基幹教員数（実務の経験等を有する基幹教員）

第三十六条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第三十七条 教員の資格

第三十九条 準教授となることのできる者は、次

の各号のいずれかに該当するにふさわしい教員とする。

第四十条 講師となることのできる者は、次

の各号のいずれかに該当する者とする。

第四十一条 助教となることのできる者は、次

の各号のいずれかに該当する者とする。

第四十二条 第三十八条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

第四十三条 その他の特殊な専攻分野について、専門職大

学における教育を担当するにふさわしい教育

上の能力を有すると認められる者とする。

第四十四条 博士の学位（外国において授与されたこ

とに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

第四十五条 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

第四十六条 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれ

らに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

第四十七条 第三十九条各号又は第三十八条各号のいず

れかに該当する者

第四十八条 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を

履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨

床に係る実践的な能力を培うことを主たる目

的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位) 又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(校地) 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第四十三条 校地は、学生間の交流及び学生と教員との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかるらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他やむを得ない事由により所要の土地の取得を行なうことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。一 できる限り開放的であって、多くの学生ができる余裕をもつて交流、休息その他に利用できること。

二 交流、休息その他に必要な設備が備えられること。

(運動場等)

第四十四条 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育馆その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

(校舎)

第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員に対しても必ず備えるものとする。

4 夜間に於いて授業を行う学部(以下「夜間学部」という)を置く専門職大学又は昼夜開講室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第四十六条 専門職大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかるらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、當該面積を減ずることができる。

3 第一項の規定にかかるらず、同じ種類の昼間学部(昼間に於いて授業を行う学部をいう。以下同じ。)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第四十七条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積(共同学部を置く学部について第六十条第一項の規定により得られる当該共同学部に係る面積を加えた面積)以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学

部のうち同表に定める面積(共同学部を置く学部については、当該学部における共同学部以外の学科を二の学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学部を置く学部についての同表に定める面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれの学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれの学部とみなして同表を適用して得られる面積)を備えるものとする。

2 教室は、当該学部における共同学部以外の学部を置く場合は、第六十条第一項の規定により得られる当該学部に係る面積を加えた面積)以上とする。

3 別表第二ロの表に定める面積(共同学部を置く学部については、当該学部における共同学部以外の学科を置く場合は、第六十条第一項の規定により得られる当該学部に係る面積)を合計した面積を加えた面積(共同学部を置く場合は、第六十条第一項の規定により得られる当該学部に係る面積)以上とする。

4 別表第二ロの表に定める面積(共同学部を置く場合は、第六十条第一項の規定により得られる当該学部に係る面積)を合計した面積を加えた面積(共同学部を置く場合は、第六十条第一項の規定により得られる当該学部に係る面積)以上とする。

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第四十八条 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心として系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

(附属施設)

第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける専門職大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれに必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

2 工学に関する学部を置く専門職大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。(実務実習に必要な施設)

3 工学に関する学部を置く専門職大学には、学部又は学科の実務実習のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

(機械、器具等)

第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

2 工学に関する学部を置く専門職大学には、原

則として実験・実習工場を置くものとする。

(実務実習に必要な施設)

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

(附属施設)

第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける専門職大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれに必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

2 附屬学校又は附属幼稚園(就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法)の名称)

3 附屬施設

律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であって、専門職大学に附属して設置されるものをいう。)

農場

農学に関する学部

飼育場又は牧場

畜産学に関する学部

水産増殖に関する学部

農業に関する学部

農業植物園(薬草園)

て適當であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成) 二以上の専門職大学は、その専門職大学等の教育上の目的を達成するためには、第九条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の専門職大学のうちの専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程(専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するもの)を除く。以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職大学(以下「構成専門職大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

3 構成専門職大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

4 構成専門職大学は、当該構成専門職大学が当該構成専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

5 共同学科に係る卒業等の要件

第六十条 共同学科に係る基幹教員数

二 共同学科のうち修業年限が二年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 共同学科のうち修業年限が二年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 共同学科のうち修業年限が三年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかるわらず、共同学科のうち夜間等三年制前期課程に係る修了の要件は、第三十条第五項に規定するもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、第十一条第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における前各項の規定の適用については、第一項中「三十一年度」とあるのは「二十単位」と、第二項及び前項中「十単位」とあるのは「七単位」と、第三項中「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

6 前各項の規定によりそれぞれの専門職大学により修得する単位数には、第二十三条、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第二十六条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三項若しくは第四項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る基幹教員数)

第五十九条 第四十六条第一項の規定にかかるわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積に十平方メートルを乗じて得た面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同学科に係る校舎の面積)

第六十条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職大学別校舎面積」という。)以上とする。

2 第四十七条及び前項の規定にかかるわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる基幹教員数(次項において「全体基幹教員数」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別基幹教員数」という。)以上とする。

体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの専門職大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る専門職大学別基幹教員数(前項の規定により当該学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあっては、中欄)に定める基幹教員の数の八割に相当する数(以下この項において「最小専門職大学別基幹教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかるわらず、当該学科に係る基幹教員の数は、最小専門職大学別基幹教員数以上とする。

(共同学科に係る校地の面積)

第五十九条 第四十六条第一項の規定にかかるわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積に十平方メートルを乗じて得た面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(国際連携学科の設置)

第六十二条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科(第六条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 専門職大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける専門職大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学に相当する大学と連携した教育研究を継続することは困難となる事態に備え、計画的策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第六十三条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかるわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の専門職大学に相当する大学(以下「連携外国専門職大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同学科に係る施設及び設備)

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかるわらず、連携外國専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあっては二十三単位（夜間等三年制前期課程における十五単位）を超えない範団で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第六十六条第一項の規定により当該専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、当該専門職大学において修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十五条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第六十六条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る修業年限が三年の専門職大学の規定にかかるわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の規定により二十単位以上を修得することとする。

前項の規定にかかるわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の規定により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあっては二十三単位（夜間等三年制前期課程における十五単位）を超えない範団で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第六十六条第一項の規定により当該専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、当該専門職大学において修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位（国際連携教育課程に係る単位の認定）

前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第二十五条第一項、第二十六条第二項（同条第二項において準用する場合を含む）、第三項若しくは第四項又は前条の規定により修得したものとみなして、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る基幹教員数）

第六十七条 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十四条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。

別表第一の規定にかかるわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。

第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の運営に係る施設及び設備は、当該学科に係る施設及び設備において運営に係る施設及び設備の利用ができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該施設及び設備を利用して運営に係る施設及び設備の利用ができるものとする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）
特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えるもののが、国際連携学科を設ける二以上の専門職大学及びそれらの連携外国専門職大学において連携して教育研究を実施することができる。この場合において国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用）
第六十九条 国際連携学科を設ける二以上の専門職大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第六十三条第二項、第六十四条及び第六十六条の規定の適用については、第六十三条第二項及び第六十四条中、「国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは、「国際連携学科を設ける二以上の専門職大学」と、「連携外国専門職大学」とあるのは、「それぞれの専門職大学」とあるのは、「国際連携学科を設ける二以上の専門職大学」と、第六十六条中「国際連携学科を設ける専門職大学」における「それぞれの国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは、「それぞれの専門職大学」とする。（国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）
第七十条 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）において、当該二以上の専門職大学は、第九条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

（国際連携学科に係る施設及び設備）
特定国際連携学科に係る施設及び設備の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一を加えた数以上とする。

第七十一条 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学は、第九条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて、その種類及び規模に応じて、当該国際連携学科を設ける専門職大学に置く当該国際連携学科を設ける専門職大学の数（次項において「全体基幹教員数」という）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合とみなして、その種類及び規模に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以降この条において「専門職大学別基幹教員数」という）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以降この条において「専門職大学別基幹教員数」という）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以降この条において「専門職大学別基幹教員数」という）

前項に規定する当該国際連携学科に係る専門職大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員を、いざれかの専門職大学の当該国際連携学科に置くものとする。
第七十二条 第二項の規定による当該国際連携学科に係る専門職大学別基幹教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の基幹教員を置くものとする）とときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一の表の下欄（保健衛生関係（看護学関係）において中欄）に定める基幹教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一の表の下欄（保健衛生関係（看護学関係）において中欄）に定める基幹教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、当該国際連携学科に係る基幹教員の数は、最小専門職大学別基幹教員数以上とする。
第七十三条 第四十六条第一項の規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合は、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る收容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)
第七十四条 共同国際連携教育課程の場合にあっては、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における第四十七条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学」とした、「第六十条第一項」とあるのは、「第六十条第一項又は第七十四条第二項」とす

2 共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれ

3 第四十七条及び前二項の規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超えて接分した面積(次項において「専門職大学別校舎面積」という。)以上とする。

2 教育課程等特例認定専門職大学(前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。)は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。
第三十二条 [附 則] (令和元年八月一三日文部科学省令第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年一月二六日文部科学省令第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

2 附 則 (令和五年七月三一日文部科学省令第二六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年七月三一日から施行する。

2 別表第一 (第三十四条関係)
附 則 (令和五年七月三一日文部科学省令第二六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年七月三一日から施行する。

学部の種類		この省令は、公布の日から施行する。
員定容収	教幹基	
員定容収	員定容収	一学科で組織する場合の基幹教員数
教幹基	教幹基	二以上の学科で組織する場合の一学科に基幹教員数
員定容収	教幹基	二以上の学科に基幹教員数
教幹基	教幹基	一学科で組織する場合の基幹教員並びに基幹教員数

関係工学	関係理学	関係学福・社会	関係学社・会	関係学経済	関係法學	関係保育・教育	関係文学
○一九九一 ○〇一九九三 ○〇二九九三 ○〇二九九三 ○〇二九一三 ○六一九一三 ○六一							
二一	二一	二一	二一	二一	二一	八	八
〇二〇〇四 ○〇二〇〇八 ○〇四〇〇八 ○〇四〇〇八 ○〇四〇〇六 ○二三〇〇六 ○二三							
四一	四一	四一	四一	四一	四一	〇一	〇一
〇八九五一 ○八九九三 ○〇二九九三 ○〇二九九三 ○〇二九九一 ○〇一九九一 ○〇一							
七	七	八	八	八	八	五	五
六一〇二三 ○六一〇〇六 ○〇四〇〇六 ○〇四〇〇六 ○〇四〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二							
八	八	〇一	〇一	〇一	〇一	六	六

関係体育	関係音楽	関係美術	関係家政	関係薬学	関係農学
一 ○〇一九九一 ○〇一九九一 ○〇一九九一 ○〇一九九一 ○〇一九九一 ○〇一九九一 ○					
〇一	八	八	八	二一	二一
四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四 ○					
二一	〇一	〇一	〇一	四一	四一
九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○					
七	五	五	五	七	七
三 ○六一〇四二 ○六一〇四二 ○六一〇四二 ○六一〇四二 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○					
八	六	六	六	八	八

備考	くを関護へ係学衛保關係關生健學看關生健	關係關護へ係学衛保關係關生健
（）除係学看	九九一 ○〇一九九一 ○〇一九九一	
	二一	〇一
	〇〇四 ○〇二〇〇四 ○〇二〇〇四	
	四一	二一
	九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○八九五一 ○	
	七	一
	〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○六一〇二三 ○	
	八	一

この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員とする（口の表において同じ）。

この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれたる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部又は短期大学に置かれたる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該科目の基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

この表に定める基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、前号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

この表に定める基幹教員がこの表の定める数を超える場合は、その超える基幹教員数の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。この表に定める基幹教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する基幹教員とする。

備考	九	七
この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を得得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。	八	昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める基幹教員数を減ずることができる（口の表において同じ）。
この表に掲げる学部について、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を得得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。	八	夜間学部がこれと同様の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（口の表において同じ）。
この表に定める収容定員は、専門職大学全体の基幹教員数には、別表第一の収容定員を合計した数とする。	九	六
この表に定める収容定員には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。	八	夜間学部がこれと同様の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（口の表において同じ）。
この表に定める収容定員には、別表第一の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該専門職大学	七	
この表に定める収容定員には、別表第一の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該専門職大学	六	

係学保育 関育・育	関文學	類の学 種部	員定容 収	
4 3 2 1 ,	4 3 2 1 ,	ル 方へ面合のま○一 トメ平積の場で人○		
↓ 3 × 0 + 定(収 1 0 3) 1員容	4 3 + 0 + 3 × 0 + 定(収 1 2, 0 1 0 3) 1員容	トメ(面合のま○二 平) 方積の場で人○		
↓ 6 × 0 + 定(収 2 1 6) 2員容	4 6 + 0 + 6 × 0 + 定(収 4 2, 0 2 1 6) 2員容	トメ(面合のま○四 平) 方積の場で人○		
3 6 × 0 + 定(収 ↓ 5 1, 0) 4員容	5 3 3 0 4 3 6 × 0 + 定(収 0 , + 0 + 5 1, 0) 4員容	トメ(面合のま○八 平) 方積の場で人○		
2 3 × 0 + 定(収 ↓ 2 1, 0) 8員容	8 9 4 0 4 2 3 × 0 + 定(収 5 , + 0 + 2 1, 0) 8員容	トメ(面合の以一八 平) 方積の場上人○		
別表第二基準校舍面積(第四十七条関係)				
<p>四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超える場合を超えないものとする。</p> <p>五 場合にあつては収容定員八〇〇人未満の場合にあつては収容定員四〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき基幹教員教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。</p> <p>六 二以上の学科で組織する専門職大学における実務の経験等を有する基幹教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を合計した数以上とする。</p>				
関理 係学	係学福社学社 関社会・会	係学經 関濟	関法 關係学	
9 0 4 4 ,	4 3 2 1 ,	4 3 2 1 ,	4 3 2 1 ,	
7 × 0 + 定(収 9 5 0) 1員容	4 3 + 0 + 3 × 0 + 定(収 1 2, 0 1 0 3) 1員容	4 3 + 0 + 3 × 0 + 定(収 1 2, 0 1 0 3) 1員容	4 3 + 0 + 3 × 0 + 定(収 1 2, 0 1 0 3) 1員容	4 3 + 0 1 2, 0 1 0 3) 1員容
1 × 0 + 定(収 5 1, 0) 2員容	4 6 + 0 + 6 × 0 + 定(収 4 2, 0 2 1 6) 2員容	4 6 + 0 + 6 × 0 + 定(収 4 2, 0 2 1 6) 2員容	4 6 + 0 + 6 × 0 + 定(収 4 2, 0 2 1 6) 2員容	4 6 + 0 4 2, 0 2 1 6) 2員容
1 × 0 + 定(収 4 3 0) 4員容	5 3 3 0 4 3 6 × 0 + 定(収 0 , + 0 + 5 1, 0) 4員容	5 3 3 0 4 3 6 × 0 + 定(収 0 , + 0 + 5 1, 0) 4員容	5 3 3 0 4 3 6 × 0 + 定(収 0 , + 0 + 5 1, 0) 4員容	5 3 3 0 4 0 , + 0
1 × 0 + 定(収 4 3 0) 8員容	8 9 4 0 4 2 3 × 0 + 定(収 5 , + 0 + 2 1, 0) 8員容	8 9 4 0 4 2 3 × 0 + 定(収 5 , + 0 + 2 1, 0) 8員容	8 9 4 0 4 2 3 × 0 + 定(収 5 , + 0 + 2 1, 0) 8員容	8 9 4 0 4 5 , + 0
關家 係政	關藥 關係学	關農 關係学	關工 關係学	
0 4 3 7 ,	9 0 4 4 ,	6 3 4 9 ,	8 6 4 2 ,	
0 + 定(収 0 1員容	9 0 + 0 + 7 × 0 + 定(収 4 4, 0 1 9 5) 1員容	6 3 + 0 + 2 × 0 + 定(収 9 4, 0 1 8 6) 1員容	8 6 + 0 + 6 × 0 + 定(収 2 4, 0 1 1 6) 1員容	9 0 + 0 + 4 4, 0 1
0 + 定(収 0 2員容	8 6 4 0 2 7 1 × 0 + 定(収 2 , + 0 + 5 1, 0) 2員容	4 0 5 0 2 6 2 × 0 + 定(収 2 , + 0 + 5 1, 0) 2員容	9 2 5 0 2 2 3 × 0 + 定(収 8 , + 0 + 2 1, 0) 2員容	8 6 4 0 2 7 2 , + 0 +
0 + 定(収 0 4員容	5 7 5 0 4 3 9 × 0 + 定(収 8 , + 0 + 8 1, 0) 4員容	0 2 6 0 4 9 6 × 0 + 定(収 8 , + 0 + 2 4, 0) 4員容	1 6 6 0 4 8 6 × 0 + 定(収 1 , + 0 + 2 4, 0) 4員容	5 7 5 0 4 0 8 , + 0 +
0 + 定(収 0 8員容	8 7 7 0 4 3 9 × 0 + 定(収 6 , + 0 + 8 1, 0) 8員容	9 9 1 0 4 9 6 × 0 + 定(収 0 0, + 0 + 2 4, 0) 8員容	9 2 1 0 4 8 6 × 0 + 定(収 3 1, + 0 + 2 4, 0) 8員容	5 9 8 0 4 0 2 , + 0 +
關係體 育	關係音 樂	關係美 術		
9 0 3 0 ,	9 0 3 0 ,	5 3 3 5 ,		
9 0 + 0 + 2 × 0 + 定(収 0 3, 0 1 9 4) 1員容	9 0 + 0 + 2 × 0 + 定(収 0 3, 0 1 9 4) 1員容	5 3 + 0 + 7 × 0 + 定(収 5 3, 0 1 9 4) 1員容	0 4 + 0 + 9 × 7 3, 0 1 6 4	
8 4 + 0 + 5 × 0 + 定(収 3 3, 0 2 9 8) 2員容	8 4 + 0 + 5 × 0 + 定(収 3 3, 0 2 9 8) 2員容	4 8 + 0 + 5 × 0 + 定(収 3 3, 0 2 9 9) 2員容	6 9 + 0 + 9 × 6 3, 0 2 2 9	
7 2 4 0 4 3 9 × 0 + 定(収 9 , + 0 + 8 1, 0) 4員容	7 2 4 0 4 5 9 × 0 + 定(収 9 , + 0 + 7 2, 0) 4員容	3 7 4 0 4 0 1 × 0 + 定(収 9 , + 0 + 4 3, 0) 4員容	8 9 4 0 4 4 9 × 5 , + 0 + 8 1,	
0 2 6 0 4 3 9 × 0 + 定(収 8 , + 0 + 8 1, 0) 8員容	2 2 7 0 4 5 9 × 0 + 定(収 7 , + 0 + 7 2, 0) 8員容	3 9 7 0 4 0 1 × 0 + 定(収 3 , + 0 + 4 3, 0) 8員容	2 9 6 0 4 4 9 × 4 , + 0 + 8 1,	

備考	くを関護へ係学衛保 關係學看關生健							
	9 0 4 4 ,				0 4 3 7 ,			
一 この表に掲げる面積には、第四十四条のスポーツ施設、講堂及び厚生補導施設並びに第四十九条の附属施設に必要な施設の面積並びに第四十一条の表において同じ。	9 0 + 0 + 7 × 0 1 定(収容員容)	0 4 + 0 + 9 × 0 0 1 定(収容員容)						
二 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(口の表において同じ)。	8 6 4 0 2 7 1 × 0 1 定(収容員容)	6 9 + 0 + 9 × 0 0 1 定(収容員容)						
三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする(口の表において同じ)。	5 7 5 0 4 0 1 × 0 1 定(収容員容)	8 9 4 0 4 4 9 × 0 1 定(収容員容)						
四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(口の表において同じ)。	5 9 8 0 4 0 1 × 0 1 定(収容員容)	2 9 6 0 4 4 9 × 0 1 定(収容員容)						
五 第二十九条第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実習を実施するに当たり、実験室その他の事業者の施設の使用により確保する場合その他相当の事由があると認められる場合その表において同じ)。	2 , + 0 + 4 3 , 0 8 員容	4 , + 0 + 8 1 , 0 8 員容						

関係法學	關係關育	關係關育	關係學文	類の學種部	員定容收	口	六 は、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(口の表において同じ)。
五五一、〇	五五一、〇	五五一、〇	ルート方メ(平面積の場まで人)	一〇	〇	六 に於ては、當該学部以外の学部における面積についても、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。	
九七一、	九七一、	九七一、	ルート方メ(平面積の場まで人)	二〇	〇	七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。	
八一二、四	八一二、	八一二、四	ルート方メ(平面積の場まで人)	四〇	〇	八 前の子どもに関するものとする。	
五九二、七	五九二、	五九二、七	ルート方メ(平面積の場まで人)	六〇	〇	九 幼保連携型認定こども園	
一八〇、	一八〇、	一八〇、	ルート方メ(平面積の場まで人)	八〇	〇	十 専修学校又は各種学校(以下この号において「学校等」という)の推進に関する法律第二条第七項に規定する	
二四六、四	二四四、	二四四、	ルート方メ(平面積の場合で人)	一〇	〇	十一 前の子どもの教육、保育等の総合的な提供のための施設であることを認めた学校等の設置の認可を受ける場合であつて基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職大学の教育研究	
一一五、	二二五、	二二五、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	十二 この表に定める面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それ	
護へ關係學	關係關育	關係關育	關係學文	ルート方(積の場合で人)	一〇	十三 が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積とされの学校等が設置の認可を受ける場合においては、當該校舎の面積を合算した面積以上のものであることは、当該専門職大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を含めることができる(口の表において同じ)。	
生健	關護學	關係關育	關係關育	關係學文	一〇	十四 積に当該学校等との共用部分の面積を含めることが可能である(口の表において同じ)。	
五七五、	五七五、	五七五、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	十五 六 この表に定める面積を減ずることができる場合(当該学部の面積を含むこととする)は、この表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
七七二、	七七二、	八、	ルート方(積の場合で人)	四	〇	十六 七 〇〇人を超える場合は、この表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
六四六、	六四六、	六四六、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	十七 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
三四三、	三四三、	四、	ルート方(積の場合で人)	三〇	〇	十八 七 〇〇人を超える場合は、この表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
七二七、	七一七、	七一七、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	十九 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
六九三、	六九三、	〇、	ルート方(積の場合で人)	三〇	〇	二十 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
八七七、	八七七、	八七七、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	二一 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
九六五、	九六五、	六、	ルート方(積の場合で人)	一〇	〇	二二 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
一、	一、	三、	二、	五、	三	二三 七 〇〇人までこの表に定める面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
七一七、〇	三一五、	四四五、	〇二六、一六六、三一五、五、	一、二、五	一、二、〇	二四三、一八〇、	
〇七八、六	五一六、	四六、	三六七、九〇八、	一、六、七、七、〇	一、三、〇	二四四、二四六、	
四、一七二〇	七一七、	八七七、〇〇九六、	五九七、一七、九〇八、	八、八、一四、一四、一四、一四、	一、四、一、四、一、四、一、	二五七、五八	
三、一四七一	九〇八、	〇〇九七、	一七、一九〇八、	一九、九〇九、	一六、一九、	二六四、四、	
二、一四二三	一〇九、一、	一六、一六、	一一〇九、八、	九八、一、一七、一、	一九、	二七、七〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
〇、一八七四	八、一三、	一五、一四、	一八、一七、	一七、一九、	二九、二〇、	二八七、七〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。	
九、一五一六	七、一五、	一三、	一三、一七、	一六、一四、	二〇、	二九、一	